

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

## 【監査公表】

○ 平成二十四年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表

監査事務局

目次

担当課（室）

# 平成26年3月25日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から平成二十四年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十六年三月二十五日

岡山県監査委員	蜂	谷	弘	美
岡山県監査委員	遠	藤	康	洋
岡山県監査委員	與	田	統	充
岡山県監査委員	佐	藤	由	美子

# 平成26年3月25日 岡山県公報 号外

## 平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「外郭団体の財務事務の執行及び経営管理について」

監査の結果等（要約）	措置状況
<b>第2章 包括外部監査の結果及び意見</b>	
<b>II 各外郭団体の監査の結果及び意見</b>	
<b>1. 社団法人岡山県総合協力事業団</b>	
<b>（1）指摘内容</b>	
<p><b>① 賞与支給</b> 6月と12月に賞与を支給しているが、発主主義会計に基づき、支給対象期間の期間帰属の状況に応じて引当計上が必要である。</p>	<p>より適正な財務報告となるよう指摘を踏まえ引当金の計上方法を改善する。</p>
<p><b>② 投資有価証券の計上区分</b> 固定資産に計上されていた公債、社債のうち70,592千円については、一年以内に償還日が到来することから、企業会計基準に従い流動資産に計上すべきである。</p>	<p>1年以内に償還日が到来する投資有価証券については、流動資産に計上するよう改善している。</p>
<b>（2）意見</b>	
<p><b>① 指定管理料に付随した修繕費</b> 指定管理に関する包括協定書において、指定管理料とは別に修繕費を支給する旨を定めている。これでは、指定管理者制度の効果を十分検討することができないか。今後は、同法人に修繕にかかる費用負担を課して施設管理を行い、責任を持って指定管理者として事業運営に当たるように、指定管理者に関する協定自体を見直す必要がある。</p>	<p>修繕費は、施設が年次計画に基づき、必要となる額をあらかじめ算出の上、指定管理者に提出し、その額を超過しない範囲内で修繕を実施するよう努めることとする。</p>
<p><b>② 中長期経営計画の策定</b> 中長期経営計画については、資金計画の概要は作成されているが、財務ベースの行動計画として作成されていない。今後は中長期経営計画を作成し、それを対策として講じていく必要がある。</p>	<p>同法人の事業計画と経営計画を対比し、健全な経営を実現するための策を講じていく必要がある。</p>
<p><b>③ 小口現金の管理</b> 小口現金のうち、プール施設の釣銭として平成24年3月度に448千円の残高が計上されていた。しかし、プールの開催期間は平成23年度においては、7月15日から8月31日までであり、期末である3月末には閉館されており、プール釣銭として別</p>	<p>必要のない釣銭については、適時に預金に振り替えるほか、他種での釣銭に利用して金種を削減するなどの改善を図っている。</p>

<p>管理する必要はないため適時に預金に振り替える必要がある。</p>	
<p><b>④ 用地補償技術業務委託事業</b>                  県で予定価格を設定しているが、業務量を積算し、業務に積算した価格で積算し、委託料を決定する。業務量は、積算した業務量に準じて見積りを行う。積算した業務量は、積算した業務量に準じて見積りを行う。積算した業務量は、積算した業務量に準じて見積りを行う。</p>	<p>事業は、業務量の積算に準じて見積りを行う。積算した業務量は、積算した業務量に準じて見積りを行う。積算した業務量は、積算した業務量に準じて見積りを行う。</p>
<p><b>⑤ 県有資産の管理</b>                  競技関連用具等の多くの県有財産を使用しているが、日常使用時に点検を行うに留まり、十分に管理を行っていない。本来、県有財産には管理責任があり、固定資産の現物確認、貸与の管理、同法による報告等を行うべきであるが、長期にわたる管理不足や、同法による報告等が行われていない。また、同法による報告等が行われていない。また、同法による報告等が行われていない。</p>	<p>競技関連用具等の多くの県有財産を使用しているが、日常使用時に点検を行うに留まり、十分に管理を行っていない。本来、県有財産には管理責任があり、固定資産の現物確認、貸与の管理、同法による報告等を行うべきであるが、長期にわたる管理不足や、同法による報告等が行われていない。また、同法による報告等が行われていない。</p>

2. 学校法人吉備高原学園

(1) 指摘内容

<p><b>① 財務状況の開示</b>                  私立学校経常費補助金交付要綱第8条第2項によると、「補助金の開示は、どの年度においても、財務状況の開示を行うべきである。」と規定されている。しかし、本学は、平成25年度から平成26年度までの財務状況の開示を行っていない。</p>	<p>財務状況の開示については、平成25年度から平成26年度までの財務状況の開示を行っていない。</p>
---	--

(2) 意見

<p><b>① 収入確保</b>                  平成26年度は、収入が減少している。収入の確保には、生徒の増加や、授業料の値上げなどが有効である。しかし、本学は、収入の確保に努めていない。また、収入の確保に努めていない。</p>	<p>収入の確保には、生徒の増加や、授業料の値上げなどが有効である。しかし、本学は、収入の確保に努めていない。また、収入の確保に努めていない。</p>
--	---

<p><b>3. 井原鉄道株式会社</b></p>	
<p><b>(1) 指摘内容</b></p>	
<p><b>① 高架下貸付業務</b> 同会社は高架下の土地を貸し付けており、委託方式を直接徴収方式に改めたところである。未収金については、未収金に計上し、貸倒引当金を設定すべきである。</p>	<p>高架下の貸付業務については、委託方式を直接徴収方式に改めたところである。未収金については、未収金に計上し、貸倒引当金を設定する。</p>
<p><b>② 貯蔵品の棚卸</b> 棚卸実施要領が作成されておらず、各箇所の担当者が1人で調査している。棚卸実施要領を作成し、さらに調査間違い防止のためにも2人以上で調査することが望まれる。</p>	<p>棚卸手順書を作成するとともに実施者と確認者の2名の体制で調査する。</p>
<p><b>③ 譲渡性預金の表示</b> 投資有価証券には譲渡性預金が含まれていた。譲渡性預金は有価証券として貸借対照表の流動資産の部に計上すべきである。</p>	<p>譲渡性預金については、有価証券として流動資産に計上する。</p>
<p><b>④ 貸倒引当金の設定</b> 貸倒引当金の設定にあたり法人税法上の法定繰入率を使用しているが、同会社は法定繰入率を使用することはできない。貸倒実績率を算定し、貸倒引当金を設定する必要がある。</p>	<p>貸倒実績率により、貸倒引当金を設定する。</p>
<p><b>⑤ 取締役会の開催</b> 会社法では、取締役会は3箇月に1回以上開催される必要がある旨が定められているが同会社では、頻度及び回数を満たしていない。</p>	<p>3箇月に1回開催する。</p>
<p><b>⑥ 一括償却性資産</b> 同会社では、一括償却性資産を固定資産ではなく長期前払費用に計上している。一括償却性資産は固定資産に計上し、決算書である計算書類の個別注記表も修正すべきである。</p>	<p>一括償却性資産は固定資産に計上し、個別注記表も修正する。</p>
<p><b>(2) 意見</b></p>	
<p><b>① 人材の確保</b> 同会社は貸地管理を井笠鉄道株式会社に委託しており、平成10年の委託契約締結以来同一の担当者が担当していることである。</p>	<p>高架下の貸付業務については、委託方式を直接徴収方式に改めたところである。</p>

また、担当者以外に業務を行える人材も確保している。

るとして貸付る。また、担当者以外に業務を行える人材も確保している。

る。また、担当者以外に業務を行える人材も確保している。

る。また、担当者以外に業務を行える人材も確保している。

4. 株式会社吉備高原都市サービス

(1) 指摘内容

- ① **テナントからの預り水道光熱費の処理**  
 テナントからの預り水道光熱費を売上計上している。しかし、当該水道光熱費はテナント負担分を同会社がまとめて支払っていき、テナントにすぎない。また同様に同会社の販売費及び一般管理費にはテナント負担分の水道光熱費も含まれていない。テナントからの預り水道光熱費については、預り金として処理すべきである。
 

平成24年度決算期よりテナントからの水道光熱費について、預り金処理を行うこととした。

---

- ② **貸倒引当金の計上**  
 同会社では、貸倒実績がないが法定繰入率で貸倒引当金が計上されている。貸倒実績に基づいて引当計上すべきである。
 

平成24年度決算から貸倒実績に基づき貸倒引当金を計上することとした。

---

- ③ **取締役会の開催**  
 取締役会は3箇月に1回以上開催される必要があるが、会社法で定められている取締役会の頻度及び回数を満たしていない。
 

法律に沿った開催となるよう開催回数を増やすこととした。

(2) 意見

- ① **さんさん広場の活性化の方策**  
 一般に広場は、周辺施設に集客力があることで利用できる。周辺施設が活況を呈すれば、交通の便もよくなる。周辺の店舗の事例は、一般的に数店舗を誘致し、活性化のたぐいである。また、同会社は、平成25年度からの5年間の指定管理者として選定され、広場の施設の活用促進策を多く提案している。利用促進策の一つとして同会社が再選定されたことにより、この活用促進策の効果を高める。
 

商工会等関係機関と連携を図り、テナントのさらなる誘致を図る。5年間利用実態を図り、また、平成25年度から5年間の活用実態を把握し、活性化を図る。また、指定管理者として選定されたことにより、この活用促進策の効果を高める。

5. 岡山空港ターミナル株式会社

(1) 指摘内容

<p>① <b>中長期経営計画の策定</b>          企業が責任ある事業運営を行う上で中長期単年度の経営計画の策定は、必須のものである。また、単年度の予算書は、この中長期の経営計画を達成させるための事業管理、予算管理構造が同一として構築されていない。</p>	<p>平成25年度中に、今後5年間の中期経営計画を策定している。</p>
<p>② <b>税効果会計</b>          税効果会計を適用していない。早急に税効果会計を適用する必要がある。</p>	<p>平成24年度決算から適用している。</p>
<p>③ <b>預金残高の妥当性の検証</b>          平成24年3月末時点における預金残高の内、銀行から入手した残高証明書と不一致なものがあった。このような差異が生じていること自体、残高証明書との突合を失念したものと考えられる問題である。</p>	<p>残高証明一覧表を作成し、2人以上で確認する。</p>
<p>④ <b>有価証券の時価評価の算定</b>          平成24年3月末時点における時価評価している投資有価証券残高の内、銀行から入手した残高証明書と不一致なものがあった。有価証券の時価の検証においても有価証券の保有先金融機関から入手した残高証明書との突合は、必須の作業でありその突合を失念したものと云わざるを得ない。</p>	<p>残高証明一覧表を作成し、2人以上で確認する。</p>
<p>⑤ <b>固定資産の除却漏れ</b>          固定資産台帳に計上されている固定資産に関して、実際の資産現物は無く除却漏れがみられた。除却漏れを防止するため固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要があるものとする。</p>	<p>固定資産管理マニュアルを作成し適切に実査を行うこととした。</p>
<p>⑥ <b>関連当事者取引に関する注記</b>          関連当事者との間に取引があり、それが重要な取引である場合には注記により開示する必要がある。日本政策投資銀行からの借入残高514,120千円については開示対象であったが注記されていない。今後は、開示対象となる取引について正確に把握し、十分に検討したい。</p>	<p>平成24年度決算から注記している。</p>
<p>6. 一般財団法人岡山県国際交流協会</p>	
<p>(1) 意見</p>	
<p>① <b>県による指定管理者制度の事例分析の必要性</b>          施設の利用率を向上させるには、指定管理者の創意工夫と構成員の意識改革による地道な努力、そしてそれを支える投資資金の裏付け、成果に対する誘因など経営の仕組み作りが重要である。同協会は、公益法人改革に関して収益事業である貸館業務が大半であることから公益法</p>	<p>協会としては、今後とも引き続き経営モデルの成功事例とされるよう創意工夫に取り組んでいく。指定管理者制度は、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るといった効果が</p>





札の導入の可能性について検討すべきである。

の判別、異物の確認、搬入量の管理の  
理等)及び建設残土セーターの周辺  
住民の信頼の確保が重要であり、  
相応の熟度と必要等から、建設残土  
こうしたの管理運営に、ついで、考  
センターの管理に適さな  
一般競争入札とし  
え、随意契約と  
合する契約の減少を  
指し、費用の削減を  
うし、額をいいた  
の導入の検討も行  
っているところである。

8. 公益財団法人岡山県郷土文化財団

(1) 指摘内容

① 特別分配金の会計処理方法

保有する有価証券のうち投資信託3銘柄に  
ついて、平成20年度より平成23年度で総  
額106百万円の特別分配金を受け取り、  
るが受取利息とし計上し、異なり、ため、  
金は預貯金の利息等と異なり、ため、  
純資産から支払われる有する。金額  
の払い戻しの際には、当該金額  
配金を受領する必要が  
を減額する必要がある。

資産台帳において、当該特別分  
配金を減額処理することとした。

(2) 意見

① 固定資産の現物管理

固定資産を調査する要領やマニュアルは特  
になく、調査した証跡等も特になかった。固  
定資産の実査についてマニュアル等を作成し  
それに従い実査を行っていく必要がある。

平成25年度当初に実査マニユ  
アルを策定し、各施設におい  
て逐次実査を行い、固定資  
産の正確な把握に努めることとした。

② アンケート調査方法の見直し

同財団は、犬養木堂記念館及び岡崎嘉平太  
記念館の指定管理者として、毎年アンケート  
調査を実施している。平成23年度における  
アンケート調査結果の回答数は248名、岡  
崎嘉平太記念館でのアンケート調査結果は  
51名、これは、企画展の開催に際して  
わすれられぬ。企画展の実施に際しては、  
指管理の柔軟な発想が導入され、アンケート  
調査を実施する際の期待は、アンケート  
より質の高いものが、この期待は、アンケート  
らで分析でも、各施設  
また、各施設

アンケート調査については、県  
と協議し内容を充実を図ると  
に、館者等へアンケート用紙  
を渡して呼びかけること  
とした。

年齢、住所、来館頻度、職員対応、施設管理、項目、目めき、満足の項目、来館頻度、職員対応、施設管理、項目、目めき、出ない可能性も、館について利用者が、これらに引き、両施設におけるアンケートの工夫が望まれる。及び、内容について検討を実施するここのより、利用者ニーズを施設運営に反映できる体制を構築すべきであるものと考え。

9. 財団法人岡山シンフォニーホール

(1) 意見

① 一般会計と特別会計の人員費の区分

① 芸術鑑賞や音楽芸術振興のための公演時、会場営業やチケット運管センター（岡山シンフォニーホール）の人員費を、①の特別会計に、岡山フィルハーモニック管弦楽団の事務局運管センター（友会）に配属された者以外の人件費は、②の特別会計に、岡山フィルハーモニック管弦楽団の事務局に上し、業務として、①や②の事業に、おいても、経理業務やホールの管理運営は、受けて別原と、適正に配賦する。この特別会計は、現在行われておらず、適正に配賦する。希望するものは、今後、中期経営計画に、状況を、長期

平成25年4月1日に、公益財団法人岡山シンフォニーホールが、この特別会計に、岡山フィルハーモニック管弦楽団の事務局に上し、業務として、①や②の事業に、おいても、経理業務やホールの管理運営は、受けて別原と、適正に配賦する。この特別会計は、現在行われておらず、適正に配賦する。希望するものは、今後、中期経営計画に、状況を、長期

② 施設の利用度の向上策

シンフォニーホールの貸出予約は、向こう1年3ヶ月前から受け付けているが、施設の利用率が低い。このため、広報活動の強化を図る。また、民間事業者への協力を呼びかけ、共同開催のイベントを開催する。また、民間事業者への協力を呼びかけ、共同開催のイベントを開催する。

他の施設と比較して、利用率が低い。このため、広報活動の強化を図る。また、民間事業者への協力を呼びかけ、共同開催のイベントを開催する。また、民間事業者への協力を呼びかけ、共同開催のイベントを開催する。

10. 公益財団法人岡山県体育協会

(1) 指摘内容

① 中長期経営計画の見直し

同協会は平成18年度から平成27年度までの10年間の経営計画を策定しているが、現状では、中期経営計画の見直しが必要である。このため、中期経営計画の見直しを行う。また、民間事業者への協力を呼びかけ、共同開催のイベントを開催する。

『公益財団法人岡山県体育協会競争力向上計画「GOAL」』は、平成24年度に策定されたが、現状では、中期経営計画の見直しが必要である。このため、中期経営計画の見直しを行う。また、民間事業者への協力を呼びかけ、共同開催のイベントを開催する。

も予算を作し、毎年の事業の執行状況を、開いたA設計と予算を比較し、その結果を踏まえ、今後の事業計画を策定し、その実施状況を把握し、必要に応じて修正を行うこととする。

② **中長期経営計画の財務数値化**  
 同協会が策定している長期経営計画は、その事業の進捗状況を把握し、その結果を踏まえ、今後の事業計画を策定し、その実施状況を把握し、必要に応じて修正を行うこととする。

については、平成25年度に新たに「GOLD PLAN」を策定し、その実施状況を把握し、必要に応じて修正を行うこととする。

③ **補助金交付申請等の日付**  
 県へ補助金の交付申請をするに際して、1日以内に申請を行うこととする。

補助金の交付申請等に関するお問い合わせは、岡山県庁までお問い合わせください。

(2) 意見

① **玉野スポーツセンターの料金設定**  
 玉野スポーツセンターの料金設定については、岡山県庁までお問い合わせください。

本会では、玉野スポーツセンターの料金設定について、岡山県庁までお問い合わせください。

② **玉野スポーツセンターの大規模修繕**  
 玉野スポーツセンターの大規模修繕については、岡山県庁までお問い合わせください。

今年度予定の大規模修繕については、岡山県庁までお問い合わせください。

③ **固定資産の現物管理**  
 固定資産については、要領やマニュアルは特

固定資産についての管理や現物



<p>① 同法人職員に就任している県職員の執務管理</p> <p>同法人の職員は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第3号及び「職務の特例に関する条例」第2条第2号の規定により、無報酬であることと並びに、本県の所管課の職員が従事している。職務専念義務免除の申請を行う際には従事時間予が把握・報告されたい。執務の実態把握の観点からも従事実績時間の報告を望ましい。</p>	<p>今後は基金業務に従事した時間について、総務事務システムの職務専念義務免除(団体従事)の実績報告欄に入力することとする。</p>
--	--

12. 財団法人岡山県福祉事業団

(1) 指摘内容

<p>① 賞与支給</p> <p>賞与について6月と12月に支給しており、かつ、会計上は現金主義で計上している。発生主義会計に基づき、支給対象期間により帰属の状況に応じて引当計上が必要である。</p>	<p>平成24年度決算から、発生主義会計に基づく引当計上を行うこととした。</p>
<p>② 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金のうち、給食事業にかかる職員に対する部分について9.6百万円の引当不足が生じていた。今後十分に注意される。</p>	<p>平成24年度決算から、不足が生じないように適正に引当計上を行っている。</p>
<p>③ 修繕積立預金の計上</p> <p>平成23年度において、特定資産として修繕積立預金が20百万円計上されているが、その算出根拠となる個別具体的な修繕内容、金額については計画されていない。見積りするための根拠資料を十分に整備すべきである。</p>	<p>平成24年度決算から法人運営引当預金として計上しているが、その引当預金の目的の一つに修繕も含められているため、早期に修繕計画の策定に努めてまいりたい。</p>
<p>④ 中長期経営計画の財務数値化</p> <p>行動計画はあるが、それを財務数値に置き換えた中長期経営計画が作成されていない。中長期の事業と事業団の事業運営とを結びつけるための損益の状況及びキャッシュ・フローの状況は不明であった。中長期的な視野に立った福祉事業のあり方を取り入れた経営計画を構築する必要がある。そのために今後、行動計画策定と財務数値化を両輪として事業運営に資する計画とす</p>	<p>中長期経営計画の策定以降、廃止した事業や新規に開始した事業のこの策定が、必要と考えている。中期の計画である。財務数値に置き換えた中期の計画も策定し、行動計画として両輪としてまいりたい。</p>

(2) 意見

<p>① 岡山県総合福祉会館の耐震診断</p> <p>福祉会館は、昭和51年に建設された外壁等を補修しながら存立している。現在の建築基準法上の耐震性が確保</p>	<p>県などの所有者と十分に協議しながら、耐震診断について検討してまいりたい。</p>
---	---

ているか確認するために、県などの所有者で協議の上、早急に耐震診断を実施する必要があるものとする。

② 大規模修繕計画

大規模修繕の工事内容についてリストアップされ、実施時期等について優先順位を把握する必要がある。

大規模修繕については、財源の確保も協議の上、課税に資する計画を策定し、実施する必要がある。

③ 福祉会館に入居している団体との負担関係

福祉会館に入居し事業を行っている団体に対しては、同法人は公益事業を支援する目的で賃料は無料とし、公共費は同法人が負担し、各入居者に対しては、入居に際しての貸借契約上、その負担関係は特に詳細にはないこととする。

消耗品等や小修繕についての入居者との負担区分を次回より明確化する。

④ 債権区分及び債権管理

滞留債権が発生した場合の債権区分の基準と滞りなく回収するための整備を期す。

早期に債権区分の基準とその区分に際した債権回収管理に関する規程の整備を図りたい。

⑤ 貸付事業

貸付事業について、平成21年度から新設に値する貸付件数が増加していること、貸付残高が増加していること、貸付利率の低下など、貸付事業の現状を把握し、貸付事業の健全化を図る。

岡山県福祉会館は、新規貸付利率を2.5%とし、貸付利率の低下など、貸付事業の健全化を図る。

⑥ 事業団としての事業のあり方

同法人は、福祉会館の管理運営を主として行っており、福祉会館の事業の発展に協力する。

今後、県民のニーズに合わせた事業の展開を図りたい。

⑦ 助成事業  
 同法人が行っ てい る助成事業に ついて、現 事 業 効 果 の 検 証 に つ い て は、 実 成 直 の 状 況 前 審 査 の 後 段 階 に お け る 検 討 の 結 果 を 助 成 先 上 提 出 さ せ て 適 宜 一 検 討 状 況 現 状 が、 今 後 度 助 成 の 目 的 を 達 成 せ る 考 え ら れ る。

⑧ 施設貸与事業（会議室等）  
 同法人が行っ てい る施設貸与事業に ついて、現 事 業 効 果 の 検 証 に つ い て は、 実 成 直 の 状 況 前 審 査 の 後 段 階 に お け る 検 討 の 結 果 を 助 成 先 上 提 出 さ せ て 適 宜 一 検 討 状 況 現 状 が、 今 後 度 助 成 の 目 的 を 達 成 せ る 考 え ら れ る。

⑨ 財産の運用規程の策定  
 財産の運用に ついて安全資産により運用す る方針であり、定期預金及び国債によるもののみで構成され、資産の運用リスクについて 検討、承認と責任のルール化がされていない。 リスク管理とガバナンスの観点から運用規程を策定する必要があるものと考えます。

13. 財団法人岡山県健康づくり財団

(1) 指摘内容

① 図書の管理  
 同財団では、管理し てい る図書は約5,300冊であるが、台帳管理が不十分であり、 正確な冊数や台帳を基に並べ、深

ら、日を医、学、が、進、歩、す、る、中、古、く、な、っ、た、図、書、で、  
 置、お、く、こ、と、は、か、る、え、つ、も、民、に、誤、つ、た、  
 知識、と、え、る、と、に、は、恐、れ、も、あ、る。に、よ、つ、た、  
 一、現、状、の、希、望、が、あ、る。に、よ、つ、た、  
 フ、か、ら、り、の、専、門、的、な、資、料、室、の、存、在、を、促、進、す、べ、  
 購、入、す、べ、き、な、ら、ば、必、ず、資、料、室、の、存、在、を、促、進、す、べ、  
 べ、き、な、ら、ば、必、ず、資、料、室、の、存、在、を、促、進、す、べ、  
 べ、き、な、ら、ば、必、ず、資、料、室、の、存、在、を、促、進、す、べ、

で、棚卸の、際、に、台、帳、整、理、を、行、い、  
 よ、う、努、め、て、参、り、たい。に、報、告、を、行、い、  
 利、用、者、の、利、便、を、図、る。に、報、告、を、行、い、  
 は、現、在、の、運、動、の、情、況、を、報、告、す、べ、  
 利、用、者、の、利、便、を、図、る。に、報、告、を、行、い、  
 は、現、在、の、運、動、の、情、況、を、報、告、す、べ、

② スポーツ医学部門の受診者数

同、財、団、で、は、特、殊、な、機、器、を、用、い、て、筋、力、測、定、及、  
 び、運、動、負、荷、に、対、し、て、は、試、験、を、受、け、る。に、報、告、を、行、い、  
 有、効、な、機、器、の、利、用、を、促、進、す、べ、  
 こ、の、よ、う、な、機、器、の、利、用、を、促、進、す、べ、  
 分、に、認、知、さ、れ、る。に、報、告、を、行、い、  
 広、報、活、動、の、一、層、の、努、力、が、求、め、ら、れ、る。

岡、山、市、内、の、高、等、学、校、等、に、P、R、の、  
 た、め、に、運、動、機、器、の、利、用、を、促、進、す、べ、  
 策、を、講、じ、る。に、報、告、を、行、い、  
 策、を、講、じ、る。に、報、告、を、行、い、

③ 委託費

建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、を、委、託、す、る。に、報、告、を、行、い、  
 継、続、的、に、行、う。に、報、告、を、行、い、  
 が、し、の、有、利、な、判、断、を、行、い、  
 を、行、い、  
 を、行、い、

平、成、2、5、年、度、の、契、約、時、に、は、簡、  
 成、仕、合、な、積、更、め、の、仕、約、を、行、い、  
 成、仕、合、な、積、更、め、の、仕、約、を、行、い、  
 成、仕、合、な、積、更、め、の、仕、約、を、行、い、

(2) 意見

① 食鳥検査事業の補助金

食、鳥、検、査、事、業、の、補、助、金、は、食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 ト、負、担、を、減、ら、す。に、報、告、を、行、い、  
 1、少、額、の、補、助、金、を、付、与、す。に、報、告、を、行、い、  
 少、額、の、補、助、金、を、付、与、す。に、報、告、を、行、い、

1、円、の、算、入、を、行、う。に、報、告、を、行、い、  
 羽、支、不、足、を、補、う。に、報、告、を、行、い、  
 羽、支、不、足、を、補、う。に、報、告、を、行、い、  
 羽、支、不、足、を、補、う。に、報、告、を、行、い、



らに収入が減少し、委任している検査業務に支障を来す恐れがある。  
なお、県としては引き続き適正な予算執行に努めてまいりたい。

② 給与体系のあり方

給与規程において、地域手当が給料及び福祉手当の合計額に占める割合が、本市（美作市）の職員に比べて低い。地域手当は、本市（美作市）の職員に比べて低い。地域手当は、本市（美作市）の職員に比べて低い。

地域手当は、都市部と周辺部の間で、本市（美作市）の職員に比べて低い。地域手当は、都市部と周辺部の間で、本市（美作市）の職員に比べて低い。

③ 岡山県難病相談・支援センター事業委託

県から受託している、岡山県難病相談・支援センター事業の仕様書において、職員の研修等について、必要な研修等を実施することから、毎年度研修を受けることが望ましい。

受託している、岡山県難病相談・支援センター事業の仕様書において、職員の研修等について、必要な研修等を実施することから、毎年度研修を受けることが望ましい。

④ 会議室の利用状況

同財団では会議室の貸出しを行っている。しかし利用回数が増えず、会議室の有効利用が難しい。会議室の有効利用が難しい。

監査時には、有料貸出分のみ報告している。しかし利用回数が増えず、会議室の有効利用が難しい。

有料貸出分については、ご指摘のとおり、利用率を高める必要がある。有料貸出分については、ご指摘のとおり、利用率を高める必要がある。

14. 公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

(1) 指摘内容

① 専務理事に対する報酬

常勤役員である専務理事に対して扶養手当、調整手当、時間外手当が支給されている。公益認定を受けるときに常勤理事が必要とする経費観点から、経営指導員を専務理事に選任した場合は、法人の役員でも専務理事に時間外手当を支給するの不適切であると言わざるを得ない。自主財源を確保するための方策等の上、専務理事に対する報酬のあり方を改善すべきである。

今後、経営指導員の使用人兼務役員としてのあり方、専務理事の必要性及び人選の仕方並びに報酬のあり方について検討してまいりたい。

② 規程の改定

職員給与規程によると、扶養手当は扶養親族のある職員に対して月額13,500円を支給しているが、監査対象期間における実際支給額は月額13,000円であり、規程と実態とが乖離している。今後は規程改定の要否を定期的に見直し、適時に改定することが必要である。

職員給与規程を一部改正し、13,000円とした。今後も規程の適否を定期的に見直し、適時に改定することが必要である。

(2) 意見

① 試験研修センター業務協力事業特別会計の事業費

試験研修センター業務協力事業特別会計の消耗品費の中に山陽新聞の購読代36千円が含まれている。購読代を特別会計で処理している理由は、山陽新聞を購読することによる当該事業にかかる情報収集を実施しているためとこのことである。しかし山陽新聞は一般紙であり、山陽新聞を購読することが必ずしも管理業務に係る情報収集と直結するものではない。山陽新聞の購読代に関して特別会計ではなく一般会計で処理すべきであったと考える。

当該事業については、平成23年度で終了しているが、ご指摘のとおり山陽新聞の購読代は平成24年度からは一般会計で処理している。

② 経営特別相談員にかかる謝金の支払基準

同法人は経営特別相談員に対して、取扱い1件当たり1,000円の謝金を支払う。1件当たりの謝金額は、全国生活衛生指導センターが作成している「特別相談員研修会経費の単価表」における受講者、センター職員の旅費1,000円/人(一律支給の場合)を参考に決定しているとのことである。しかしながら、謝金額決定に関する基準は作成されていない。忝意性が介入することのないよう謝金額決定に対する考え方や1人当たりの上限額等について基準を設ける必要があるものと考えられる。

生活衛生営業経営特別相談員への旅費の支払いに関する内規を定め、平成25年4月1日から、この内規に基づき旅費を支払うこととしている。

③ 賛助会費の徴収

生活衛生営業事業者で構成される13の組

会費の徴収については、納付期

合から同法人へのの賛助会費を徴収してい。る。日  
 従、会費は慣例として(40,000円)付して文書で各組合に請求す  
 50円×月の規定も同様に保は年4回の納付に併せて  
 が、明細の計費は、その公益のたが、方々の意  
 助、記載の組合は、無規定の「指し」に  
 が、記載の組合は、無規定の「指し」に  
 助、記載の組合は、無規定の「指し」に  
 が、記載の組合は、無規定の「指し」に

日付して文書で各組合に請求す  
 ることとした。併せてお願いすることとした。

④ 自主財源の確保

同法人は、平成23年度決算で収入の7  
 9.6%が補助金であり、補助金に依る  
 存度が高い。今後、主体的に事業を  
 たため、自主財源を増加させ、必要  
 を消費・事業者収益源とする。また、  
 振興事業貸付資金(生活衛生資金貸付)  
 0.4%低い利率が適用されるが、パン  
 ットではこの点が明示されていない。  
 事業者向けには、標準営業約款登録  
 とし、登録に伴うコスト(登録料、保  
 と比較しやすくすることにより、加入  
 図れるよう検討されたい。

標準営業約款制度は、消費者、  
 業者らと重要な促進するたため、  
 業者らと重要な促進するたため、  
 業者らと重要な促進するたため、

15. 財団法人岡山県動物愛護財団

(1) 指摘内容

① 小口現金の管理

小口現金出納手続について、日々の現金残  
 高の検証が行われていないが、徹底す  
 る。また、収支を記録する出納帳も作  
 成していないが作成すべきである。

毎日、現金残額の確認を行い、  
 出納帳に収支を記録する。また、  
 会計処理規程を改正し、手許現金  
 をおくことができることとした。

② 販売物品の管理

同財団では、首輪やリードなどの物  
 品を販売している。しかし、一部の  
 品は、在庫管理が不十分で、物理  
 的に損傷や盗難など発生している。  
 品を販売している。しかし、一部の  
 品は、在庫管理が不十分で、物理  
 的に損傷や盗難など発生している。

販売品管理簿により管理し、年  
 度末には、棚卸を実施し、販売品  
 管理簿に記入する。また、会計処  
 理規程の改正にあわせて、販売物  
 品の管理に係る条項を追加した。

③ 図書管理

同財団では、愛護館において1,500冊  
 を超える図書を管理している。これら  
 は自由に閲覧でき、動物愛護組  
 員に対しては貸出しも行っている。

年度末に図書の棚卸を実施し、  
 図書の管理を行うこととした。

てをき性台理  
れ失で能書管るし、  
遅紛覧可図てえ施  
がで閲うてけ考実  
却とにあべつとを  
返こ由にすを能卸  
、う自難を号可棚  
い行、盗書番施の  
行をらは図に実書  
を促が又は書も図  
理督な失で図卸は  
管はし紛団、棚度  
帳てかが財りから1  
台いし書同おかに  
はつ。図。てと年を  
てにるらしいしこも  
いのいかな入ると  
つもで況め記いく  
にるい状否は帳し  
書防るは帳し少  
い防るは帳し少

④ 水道光熱費等

同財団は、岡山県動物愛護センター施設を  
か所山の県動、負し益で  
が山お全使用損き  
をがを正す  
すべ  
き  
で  
あ  
る  
。

財団から協議も適  
がわかと程と識  
し  
て  
ま  
い  
り  
たい  
。

⑤ 事業報告書の報告事項

公益事業の動物愛護推進事業とし、同財団  
が取組んで収容犬の譲渡を、犬・ねこの追跡調査  
が会順た。誤りの原因は、動物愛護センター施設内  
あ、のボラの財団の譲渡数と、関係団体等、報告  
する。多様な経路により動物の命が救われること  
は動物愛護のため財団の事業に同財団の事業に  
報告すべきである。

財団事業に係る分だけを計上す  
ることとした。

⑥ 譲渡犬・ねこの追跡調査

譲渡の前提となる条件として、譲渡後、報告を受ける  
前提病予防実施から平成23年度までの管理が引  
人か平成23年度を動物愛護センターが引き  
ての管理が引  
先機財団  
同財団  
た。  
平成23年度に、実施報告の状況を確認した結果、  
24年度に、おいて、この未報告の件数を求め、未報告  
告が来ている。これら未報告の件数を求め、未報告  
況に急長期間に、個別対応していく必要があるもの  
早長期間に、個別対応していく必要があるもの  
場長期間に、個別対応していく必要があるもの  
成し時系列に、個別対応していく必要があるもの

長期にわたる未報告者について  
は、個別案件ごと報告するこ  
とを記録した。

(2) 意見

<p>① <b>ドッグラン施設の運営</b> 動物愛護センターでは、無利のドッグラン施設を運営しているが、利用者が多く、料金が高くなるなど、運営に支障をきたしている。県は、ドッグラン施設の運営に必要となる経費を、県費で負担し、施設の維持管理に必要となる経費は、利用者から徴収する。また、ドッグラン施設の設置に必要となる用地の確保に努める。なお、ドッグラン施設の設置に必要となる用地の確保に努める。また、ドッグラン施設の設置に必要となる用地の確保に努める。</p>	<p>県の施設利用が、の有効活用を促進する。また、ドッグラン施設の設置に必要となる用地の確保に努める。また、ドッグラン施設の設置に必要となる用地の確保に努める。</p>
<p>② <b>財団の自主財源確保</b> 現状では、同財団は、収入が不足している。県は、同財団の自主財源確保に努める。また、同財団の自主財源確保に努める。また、同財団の自主財源確保に努める。</p>	<p>友の会、物品より、自主財源確保に努める。また、同財団の自主財源確保に努める。また、同財団の自主財源確保に努める。</p>
<p>③ <b>動物ふれあい活動</b> 津山市内の動物ふれあい活動は、動物愛護センターで行っている。県は、動物ふれあい活動を促進する。また、動物ふれあい活動を促進する。また、動物ふれあい活動を促進する。</p>	<p>平成24年度、新たに、エスポア特別養護老人ホーム等を実施し、岡山県下全域で実施してまいりたい。</p>
<p>④ <b>事業活動別管理</b> 同財団が事業活動別管理を行っているが、事業活動別管理の精度を高める必要がある。県は、事業活動別管理の精度を高める必要がある。また、事業活動別管理の精度を高める必要がある。</p>	<p>平成24年度予算及び決算から、事業別損益ベースで管理を行っている。</p>
<p>⑤ <b>同財団の啓蒙事業</b> 同財団の啓蒙事業は、動物愛護センターで行っている。県は、同財団の啓蒙事業を促進する。また、同財団の啓蒙事業を促進する。また、同財団の啓蒙事業を促進する。</p>	<p>しつけ教室や譲渡会、動物ふれあい教室など、無責任な動物啓蒙を行っている。</p>

になも動そな  
 団しと、う  
 財生こしがよ  
 同発く対るに  
 が、がいにい  
 が物て等にの  
 動し生しとが  
 ある蒙学供こ  
 でれ啓小提う  
 等さく。を飼  
 会分広がるを  
 渡処をえ機物  
 譲も重考の動  
 のそ尊といに  
 動物も命のあ  
 動物もれ無責  
 動物もれ無責  
 い、うのふ無  
 い、うのふ無  
 いて、まの無  
 あれ、まの無  
 れお、まの無  
 れお、まの無  
 れお、まの無  
 れお、まの無  
 れお、まの無  
 れお、まの無

⑥ 譲渡会のための飼育及び譲渡会のあり方

保護された犬・ねこのうち、性格や年齢、健康状態のためには、飼育場所・数の確保が重要である。譲渡会を開催する場合は、譲渡の目的が、飼育の改善や保護のためであるかを明確にし、適切な飼育環境を整えることが必要である。また、譲渡会の開催に際しては、関係機関との連携を図ることが重要である。また、譲渡会の開催に際しては、関係機関との連携を図ることが重要である。また、譲渡会の開催に際しては、関係機関との連携を図ることが重要である。

県民以外、譲渡の目的が、飼育の改善や保護のためであるかを明確にし、適切な飼育環境を整えることが必要である。また、譲渡会の開催に際しては、関係機関との連携を図ることが重要である。また、譲渡会の開催に際しては、関係機関との連携を図ることが重要である。また、譲渡会の開催に際しては、関係機関との連携を図ることが重要である。

16. 社会福祉法人健康の森学園

(1) 指摘内容

① 市町村に対する訓練等給付費請求事務

適切な訓練等給付費請求を行うためには、把握連日々の障害者等の施設利用者に関する内部統制体制を整えることが重要である。また、訓練等給付費請求事務の適正な遂行を図るためには、関係機関との連携を図ることが重要である。また、訓練等給付費請求事務の適正な遂行を図るためには、関係機関との連携を図ることが重要である。

(i) サービス提供記録表を作成して、利用者が日時の確認後押印することとした。

(ii) タイムカード入退出時間記

ためには、上記タイムカードの入退時間記録と利用者名簿（サービス提供記録表）並びに市町村へのデータ送信結果の一致を当然に認すべきであるが、これらの記録の正確性が確認されていない。

(iii) 施設利用の当日連絡によるキャンセルの場合、利用者本人や家族等への連絡調整その他の相談援助と記録が請求要件とされている。しかしながら、帳簿（ケース記録票）上欠席事由は記載されているが、いつ欠席連絡が来たのかの記録が十分ではなく、欠席時対応加算の判断の根拠となる記録として不備がある。記録の徹底が望まれる。

録と利用者名簿（サービス提供記録表）並びに市町村へのデータ送信結果の一覧表を作成して管理者が確認することとした。

(iii) 欠席時対応加算の根拠資料となるように、連絡を受けた日時・内容をケース記録に明記することとした。

② 退職金規程の改定

同法人は、職員の退職金制度として独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済及び社会福祉法人岡山県社会福祉協議会の岡山県民間社会福祉事業者共済の二つの共済に加入している。各共済における規約の改定があるものの、同法人の退職金規程の改定はなされないままとなっており、共済規約との不整合がみられた。規程の改定を適時に行うべきである。

退職金規程の改定を平成25年12月の理事・評議員会で行った。今後も適時行っていく。

(2) 意見

① 就労継続支援事業における生産物の個数管理の必要性

就労継続支援事業の一環として、知的障害者の方々は、物品の生産活動に従事している。これらの生産物は、地元の農協、施設へ来園者や職員、施設内イベントにおいて販売され、障害者自立支援法等に基づき、販売収益は必要経費を控除した上で従事者に工賃や賞与のかたちで全て配分される。しかしながら、年間販売収益は千数百万円にのぼる一方で、生産分の個数管理は行われていない。まず、農協等への販売委託の際、生産物をいくつ引渡したのか払出個数が記録されていない。このため委託販売先からの入金額や販売実績報告数との差数は在庫として残っているのか、廃棄されたか顛末が検証されていない。このため仮に販売数の過少申告や代金の横領が発生しても発見できないのが現状である。また、日々の生産数も把握されていない。園内販売において代金收受した職員は収益計上伺いを作成し、現金と併せ事務局に自己申告しているのみである。生産物や販売代金の横領のリスクを防止する内部統制としては十分ではない。特に金額的に重要な生産物については数量管理を行うべきである。

生産物販売記録簿を作成して記録することとした。

17. 水島港国際物流センター株式会社

(1) 指摘内容





は、定期的な点検を受ける。今後、年に1~2回程度の定期的な点検を実施する。同社の実態を把握し、必要に応じて、関係機関と連携し、適切な対応を図る。また、関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る。また、関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る。

**③ 修繕計画及び投資計画**  
 中長期の経営計画に基づき、設備の更新や修繕を行う。また、事業の拡大に伴って、新たな設備を導入する。投資計画は、事業の成長を促進し、競争力を高めることを目的とする。また、関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る。

①に記載した内容に基づき、投資計画を策定した。また、関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る。

**18. 岡山セラミックス技術振興財団**

**(1) 指摘内容**

**① 引当金計上**  
 平成23年度末時点において、研究開発等引当金の計上額が、前年度に比べて減少している。これは、研究開発費の減少によるものである。また、関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る。

平成24年度決算において、研究開発等引当金を廃止し、積立金として計上した。

**② 同財団の保有資産の管理台帳への記載**  
 30万円未満の資産が固定資産管理台帳へ記載されていない等、ばらつきがみられた。同財団保有の資産に関して、固定資産管理規程に合致した管理を行う必要がある。

固定資産台帳（財団）の記載内容を固定資産管理規程に合わせて整理した。

**(2) 意見**

**① 投資の状況**

同財団の資産のうち150,000千円が金利変動リスク、流動性の高い仕組で運用されている。このうち、50,000千円に決算期には、時価情報の入手が困難な場合があった。平成24年3月末における参考時価情報によれば、150,000千円の投資有価証券に43,566千円の含み損が生じており、この金額だけ資産が逸失していることになる。金利変動リスク等が高い資産に関しては、時価情報の入手を適時に実施し、含み損益の発生を確保するとともに、今後、はより安全性の高い資産での運用が求められるものと考え

リスクの高い商品は、新規には取得しないこととしている。（「資産運用に関する規程」）また、時価情報を適宜入手しリスク管理を十分行うこととした。

② 県有資産の管理

岡山セラミックセンターの施設内にある測定等のための機器等は、そのほとんどが県有資産である。精密な測定や試験を行うため、高額な機器が多いため、定期的な現物実査を実施することが必要であった。多額の県有資産が施設内にある以上、同財団の把握に努める。同財団においては、早急に定期的な現物実査のルール及び実施マニュアル等を策定し、県所管部局との協力の程度等の把握に努める必要が

県有資産の管理については、台帳と現物を確認済みである。今後、年1回実施する。

③ 長期修繕計画の策定

同財団において、建物等の長期修繕計画が策定されていなかった。岡山セラミックセンターは県有資産であるが、開所時期から20年以上も経過しており、近いうちに大規模修繕が行われることは避けられないものと考えられる。これに対して、同財団は大規模修繕の程度、実施時期及び金額等を見積もっておらず、県所管部局に対して報告していない。修繕の必要性に基づいた年次計画を提示報告する必要があるものと考えられる。

建物の大規模修繕計画の策定については、役割分担を含め財団と県担当課で引き続き協議を行う。

19. 倉敷ファッションセンター株式会社

(1) 指摘内容

① 現金管理

同会社では、経理記帳担当が、現金実査も行っていった。記帳と資金管理担当は内部の観点から別の担当者とするべきである。また、実査結果が鉛筆で記入されており、後から書きかえることが可能な状態である。不正防止の観点からボールペン等で記入することを望まれる。さらに、実査結果について

実査の方法を見直し、鉛筆での記載を不可とし、また、上席者の確認を行うこととした。

者の確認もなされていない。今後は、これらの内部牽制手続を構築すべきである。

(2) 意見

① 施設の稼働率

同会社における賃貸施設の稼働率は高いとは言いが、累積損失を抱えており、少しでも収益を上げるように努力すべきである。賃貸施設を稼働率を上げるべく、さらなる広報活動を実施すべきである。

引き続きギャラリー等の稼働率向上に向けて広報活動を行っている。

20. 株式会社オービス

(1) 指摘内容

① 取締役報酬の決定

取締役報酬は、株主総会決議による限度額内の範囲で支給されているが、個々の取締役に対する報酬額は株主総会でも、取締役会でも決議されていない。個々の取締役の報酬については、株主総会で決議するか、あるいは、取締役会で決議する必要がある。

役員報酬総額の上限額が株主総会個別で、おおよそ類似人引に引けず、役員報酬総額は取締役会決議によるものである。役員報酬総額は取締役会決議によるものである。役員報酬総額は取締役会決議によるものである。役員報酬総額は取締役会決議によるものである。

② 譲渡性預金の表示方法

平成24年3月末時点で譲渡性預金を362,580千円保有しており、計算書類上、「譲渡性預金」勘定で表示されている。「有価証券」勘定に含めるべきである。

今後は公認会計士と相談の上、その表記について検討する。

③ 職務分掌規程の更新

職務分掌規程と実際の組織体制に乖離が生じている。職務分掌規程は組織体制の基礎となるものであるため、組織体制の見直しが行われた都度、職務分掌規程の見直しも随時行うべきである。

見直し済みである。今後も体制見直しの都度、職務分掌規程も見直す予定である。

④ 引当金計上

平成23年度末時点において、システム保証引当金73,054千円、貸倒引当金1,779千円計上されている。システム保証引当金は、過去の保証実績に基づいて計上する会計方針が採用されているが、計算には過去の保証実績に基づいて計上している。過去の保証実績に基づいて計上する会計方針に従うと、システム保証引当金を計上することはできない。また、貸倒引当金は、貸倒実績に基づいて計上する会計方針が採用されているが、実際には法人税法上の法定繰入率に基づいて計上されており、過去の貸倒実績等に基づいて計上方法となっていた。

システム保証引当金については、情報のためには計上しない。システム保証引当金については、情報のためには計上しない。システム保証引当金については、情報のためには計上しない。システム保証引当金については、情報のためには計上しない。



民エ) インをる県の第べ 就る評の し述る報資い  
ずウンてイ術すいそ、む 、あ合社 と前あ情出  
らイヤ行フの技を悪もら組 てが総会 い。者、の域、つ  
なハラ行フの用がてかり い約や、な資は性地め行  
み報フをイ応運性いと取 つ制札り、は出て異のたを  
の情イ援ラ相理算おこに にの入あ、できい特県る与  
体山ラ支、つ管採に的 長業争での続つな山あ関  
治岡の務がかるた化あ体 社営競態もきにう岡でき  
自し化業る立よま度で主る。の般形る引とよは欠続  
、対報のあ中に。高欠がいあ間一注すがこの一可き  
はに情等でで体るT可一てで年、発約県るこタ不引  
社者域続ろ平団あC不タえB2はる制、すりクにて  
会業地接こ公るがIはク考O、県よをたとおせ進し  
同事(のと、す要の素セと県後、に動ま関と三推と  
間イへるは有必北要3き 任が価行 ての第化者く。

を情中る受た亘基達 とついいけてが行 る県があ  
化る「す」しにイ度 体なてつ向し県の あととで  
報たの成る渡般エ程 業としに県出、て はること  
情わ段達あ譲全ウる 事調立長は提はし 緯える必  
のに前をでへ活イあ 間基自社間を況と。経考けが  
業般、と業社生ハ、 民字てる年書状体と。続けが  
企全がこ事他民報り の黒しあ2約の団れたら続  
小活る」なは県情よ 他しとで後誓こ利けらしかし  
中生ある的「山に は得団B任の、営受け立況与  
、民です接築、岡と で獲団O就旨がて見をのて  
は県と援直構方、こる。件を利県長いたつと社社し  
的、こ支たの一はたえ案約営。社なけえと会社し  
目にするをれム。」れ考札契、るてわ受かえる同者か  
立も図化らテる進さと入、らきし行をてての資否  
設とを報けスあ推備ののもか、で対を明とれし出か  
のと進情掛シでの整も県つと働に動説こさ導現きる  
社る推の手整と化がた、つこ評県活のる約主、続あ  
会すの業に調こ報線きたしるも、業とす制がのきで  
同支援化企め注の情回でま合いと、業とす制がのきで  
支報小た発とる幹成 競てるてのい関動 もが妥る。

2 1. 岡山県信用保証協会

(1) 指摘内容

① 現金回収時に発行する領収証の管理  
求償権の回収業務に使用する領収証の管理  
に者が出収に載し、領収証の管理  
が明簿に記され、領収証の管理  
が明簿に記され、領収証の管理  
が明簿に記され、領収証の管理

簿、切上証査な  
理し、適る収検正  
管加の領と厳  
証追証印の事ど  
収を収検々監な  
領欄領に個勤う  
ら日が後、常行  
かり者た、を  
度帰当しまは査  
年持担認。て監  
5の理確たい逐  
2証管をしつ努  
成収証用更なが  
平領収使変理長  
に領なう管室管

② 固定資産の会計計上時期  
固定資産の取得に際し、会計システムや固  
定資産の取得に際し、会計システムや固  
定資産の取得に際し、会計システムや固  
定資産の取得に際し、会計システムや固  
定資産の取得に際し、会計システムや固

信用保証協会の  
保証科が取得  
を協会の取得  
を協会の取得  
を協会の取得  
を協会の取得

(2) 意見

① 条件緩和保証債務残高のリスク管理の徹底  
平成21年12月に時限立法で成立した中  
小企業金融円滑化法(以下、「円滑化法」と

信用保証協会の  
保証科が取得  
を協会の取得  
を協会の取得  
を協会の取得

償独自 緩務する理 市しか考慮過この担  
 債を 件債対中 は、直と考経う状な  
 規定。 条証期 是のり担年を。適  
 求定ない。保に 額い負2価る。適  
 ・規定なき保に 額い負2価る。適  
 定てきよす債し。 つ価て用り評あり  
 勘いでは対和厳に 評れ費より評あり  
 金つは法に緩に 定税わの日のし  
 備にと化権件様め 算産行者価いも直  
 準定こ滑債条同努 資に業評つる見  
 責任勤る円た般は 価定と企終にいの把  
 責金す、け一務よ 価固ご小最のての把  
 備更た受の債う保 年中、もしご  
 準備変まを他証行 担村3、上たと年  
 お却に 和と保を 町がらのしと2年保

期終で 緩、にと 準引そ勘たき  
 長限が 件は幅況 基失、金じで  
 延期響 条合大状 計損は備乗握  
 終の影 の割てい 会証目準を把  
 最法な 前るし近 用保科却率に  
 に化大 行め比較% 務定債定切  
 末滑大 施占比0 用債勘権一適  
 月円て のにと2 適るる債にが  
 3、つ 法体期は かけす求高態  
 年がと 化全月で 会にお当・残実  
 5るに。 滑高3度 証計に勘れ況  
 2な会る。 円残年 保会金金ず状  
 成に協れの務14 業業金準備い政  
 平と証さ会債22 用業当備い政  
 は、こ保念協証成 信企引準備い政  
 迎、信がにのの、 て、倒任がずは法  
 うを、と実債行前、 一、貸責るぎで化  
 限了はこ実債行前、 一、貸責るぎで化  
 うを、と実債行前、 一、貸責るぎで化

22. 公益財団法人岡山県産業振興財団

(1) 指摘内容

① 中長期経営計画の財務数値化  
 現況では、中長期経営計画が策定され、引き続き維持・発展を期す。同財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の財務数値化を推進する必要がある。同財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の財務数値化を推進する必要がある。

② アンケートの集計結果  
 同財団では、アンケートを随時行っているが、その集計結果について特に情報公開していない。同財団は、県が一部出資している外郭団体であり、県からの委託等県支出金により事業

当財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の財務数値化を推進する必要がある。同財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の財務数値化を推進する必要がある。

景況調査等、特に情報公開が必須である。同財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の財務数値化を推進する必要がある。

を行っている以上、県民からの要望等を取り入れてアンケートを通じて県民に公表し、積極的に努める必要があるものとする。

セミナーや商談会等は、特定の実施した。アンケートを行う際は、アンケート結果を勘案し、幅広い情報を公開することとする。

**③ きらめきファンド事業費補助金の実績集計誤り**

同財団は、県が創設した「きらめき岡山創設した小企業へ助成事業の事務費のうちの発生した経費は、報告するに誤りはない。

日誌作成者による再チェックを、加え、担当者に承認を求め、作業のチェック体制を強化した。

**④ 業務システムと会計システムの債権残高の不整合**

現在、会計システム上の債権残高と、債権管理システム上の債権残高の差異が生じている。原因の調査と修正をする必要がある。

調査の結果、業務システムに誤りはない。賠償金の発生については、両システムの不整合が他に及ぼす影響は認められなかった。

**⑤ 附属明細書の誤り**

平成23年度決算報告書の附属明細書において、引当金の明細の内容に誤りが生じていた。今後、正確な情報を開示する必要がある。

経理班及び総務班でのダブルチェックを行い、体制を強化することで再発を防止するようにした。

**(2) 意見**

**① 委託業務にかかる実績報告の資料の作成**

委託業務において、年間各費用項目の実績が委託前と同額で報告され、実際とは異なるものが報告されている。実績報告は、実際の発生額と実績額とを比較して、

見積と実績の差額を表形式にするなど客観的に分かりやすい資料を作成して報告することとした。

によりどの程度賄われたのか、及び同財団がいくらの負担することとなったかを明示すべきと考える。

**② テクノサポート岡山内ライブラリーの運営の見直し**

現在同財団は、テクノサポート岡山内ライブラリー（図書館）の管理に業務委託を受けている。主要な業務内容は、蔵書の管理、図書管理システム等の貸出し、図書管理システムの管理である。平成23年度のライブラリーは、1日の一般利用者数が2.4人と利用率は極めて低い。同財団は技術情報ライブラリー運営費として4.5百万円を計上しているが、そのほとんどを図書整備等に9割近くを支出している。ライブラリーは、1日あたり約100名の利用者を想定しているが、実際は約10名程度に留まっている。同財団は、ライブラリーの運営状況を改善し、利用者の増加を図りたいと考えている。ライブラリーの運営状況を改善し、利用者の増加を図りたいと考えている。ライブラリーの運営状況を改善し、利用者の増加を図りたいと考えている。

財団や情報誌に、ライブラリーの運営状況を掲載し、利用者の増加を図りたいと考えている。ライブラリーの運営状況を改善し、利用者の増加を図りたいと考えている。ライブラリーの運営状況を改善し、利用者の増加を図りたいと考えている。

**③ 資産の運用規程**

同財団では、資産の運用規程及び内規を定め、運用の透明性を確保している。運用規程は、資産の種類、運用の目的、リスクの許容範囲などを定める。また、運用の透明性を確保するために、運用状況を定期的に報告している。同財団では、資産の運用規程及び内規を定め、運用の透明性を確保している。運用規程は、資産の種類、運用の目的、リスクの許容範囲などを定める。また、運用の透明性を確保するために、運用状況を定期的に報告している。

運用規程を改正し、リスクの許容範囲を拡大している。運用規程を改正し、リスクの許容範囲を拡大している。運用規程を改正し、リスクの許容範囲を拡大している。

**④ リース設備台帳の整備**

同財団では、リース設備の台帳を一元管理している。リース設備の台帳には、リースの開始日、終了日、リース料などを記載している。また、リース設備の状況を定期的に確認している。同財団では、リース設備の台帳を一元管理している。リース設備の台帳には、リースの開始日、終了日、リース料などを記載している。また、リース設備の状況を定期的に確認している。

業務システムを修正し、一元管理できるように作業中である。





否を判定する必... 後策をきで... 今のベ...

⑥ 退職給付引当金の計上... 退職給付引当金... 平成22年度...

平成25年度から行っている。

(2) 意見

① 収入財源の確保... 収入財源の確保... 削減や...

財源の確保... 事業の継続... 収入の確保...

② 産業界振興協会との協力体制... 産業界振興協会... 協力の体制...

地元の産業界... 協力の体制... 産業界との連携...

24. 岡山県農林漁業担い手育成財団

(1) 指摘内容

① 固定資産実査... 固定資産実査... 実査の実績...

改定後の現物... 固定資産実査... 資産の管理...

② 三徳園・体験学習農園における生産物の個... 三徳園では、販売... 生産物の管理...

平成25年度から... 生産物の販売... 新たな生産物...





<p>④ <b>建物等の修繕計画の策定</b>          体験学習農園には、農村の伝統や生活文、化          を保る移築・新築は老朽化にも替えて、根をなす          模き画もかやが必、要な費し          資れ画、法望</p>	<p>視考をてて          的だ計と討          期要期と検          長重長こて          が・るめ          て善中す含          い改て議も          つ営い協画          に経おと計          営たに県繕          運った、修          財に、成り          財に、成り          点え作おま</p>
--	--

25. 財団法人中国四国酪農大学校

(1) 指摘内容

<p>① <b>岡山県の出捐比率の誤り</b>          設立当初からの出捐台帳や開示資料等を確          認したところ不整合がみられ、岡山県の出捐率          が85.2%であるの、41.4%である。当時の          案書によれば、当該資産総額を現物出捐と          し、そのうち基本財産が6,351千円、残れ          余を運用財産と認識していると考え、出捐          51,607千円に基づき85.2%と推定          される。資料間の不整合を解消すべき          考える。</p>	<p>今後、関係部局とも協議・調整          した上、資料間の不整合を解消          していくこととしている。</p>
<p>② <b>固定資産の計上区分誤り</b>          現在同法人では固定資産の勘定科目につ          て建物、工作物、備品のみ計上されている          が、固定資産台帳を通査したところ、他の勘          定科目で計上すべきものが検出された。          固定資産の勘定科目を改め適切な原価計          算を行うことで、経営管理に資するところ          適切に処理されたい。</p>	<p>備品の中に車両運搬具として計          上すべきものがあつたので、平成          25年度から会計システムの勘定          科目に車両運搬具を追加し、適切          に処理している。</p>

(2) 意見

<p>① <b>受益と負担の関係からみた不均衡の是正</b>          出捐者である構成他県へ従事した卒業生は          約半数を占めるが、出捐者である他県からの          補助金支出が全くないのは、受益と負担の関          係からみて明らか不均衡である。県及び同          法人は他の構成県に対し、負担を積極的に          求めるべきではないかと考える。また、全          国で農業学校として日本農業実践学          園(茨城県)、八ヶ岳中央農業実践大          学(長野県)があるが、一部国からの          補助金を受け、国からの支援につ          いても他の構成県とともに積極的に働          きかけると考える。</p>	<p>構成他県に対する財政的支援の          要請は、各種の会議など、あ          る。を捉えて要請している          ところである。農林水産省          から、新規就農の支援を受け          ているところである。</p>
---	---

② **固定資産実査の実施**  
 固定資産実査の実施に向け、現在マニュアルを作成中である。

固定資産の実査に向け、現在マニュアルを作成中である。

③ **県有資産の管理**  
 県有財産についても、財産管理に基づき、実査も含まれた適切な管理に努めたい。

県有財産についても、財産管理に基づき、実査も含まれた適切な管理に努めたい。

④ **修繕計画の策定**  
 中長期的な視点に立った修繕計画は必要と考える中、平成29年度にもこの旨を盛り込んでいる。今後とも、計画的な設備更新に努めたい。

中長期的な視点に立った修繕計画は必要と考える中、平成29年度にもこの旨を盛り込んでいる。今後とも、計画的な設備更新に努めたい。

26. 株式会社岡山県食肉センター

(1) 指摘内容

① **投資有価証券の評価益の計上**  
 N株式については、平成25年4月に所有株のほぼ9割を売却し、売却益を営業外収益に計上している。

N株式については、平成25年4月に所有株のほぼ9割を売却し、売却益を営業外収益に計上している。

② **保険積立金の過大計上**  
 是正に向け顧問税理士と検討しているところである。

是正に向け顧問税理士と検討しているところである。

計上されていたが、受取人が会社である従業員生命保険は、資産計上すべき額と費用処理すべき額に適正に分けて計上する必要があらる。一部費用計上すべき額が資産計上されたいため、資産が過大計上となり、是正すべきものと考えらる。

③ 貸借対照表の表示

取引先である(株)K社は、平成14年度中に民事再生法適用を申し立て、以降民事再生計画どおり同社の保有する滞留債権(株)K社に回収される債権は回収まで5年を超す流動資産の売掛金として表示し、貸倒引当金も計上されていない。貸倒引当金の計上は破産更生等債権の計上が必要である。

是正に向け顧問税理士と検討しているところである。

④ 長期滞留債権

同会社には長期滞留している債権があり、貸倒引当金を50%引き当てている。内容は以下の通りである。

A社：  
 売掛金残高 7,641千円  
 資金化未決済小切手 2,100千円  
 不渡り小切手 1,200千円

A社は平成14年度から支払いが遅延し始め平成17年6月には取引を停止している。平成18年度まで交渉を続けてきたが、現在は連絡手段がない状態である。また、民間の調査機関の報告では銀行取引が停止していることが確認されている。

B社：  
 売掛金残高 3,065千円  
 受取手形 914千円  
 特別会員出資金 100千円

同会社では平成20年5月7日に、B社の自己破産に関する資料を岡山地方裁判所より入手しており、平成20年4月15日付で破産確定していることを確認している。

上記2社に対する債権については、実質的に回収不能の状態であり、債権の資産性が認められないことから、損失処理すべきである。

現時点では未処理であるが、将来的に財務状況が好転すれば、債権を償却し損失処理をする予定としている。

⑤ 退職給付引当金

同会社には従業員が51名在籍しているが、退職給付引当金を計上していない。今後は毎期末に期末要支給額に基づいて退職給付引当金を計上すべきである。

平成26年度からの積立てに向けて、詳細を税理士と検討することとしている。

⑥ 減価償却費の計上

有形固定資産の減価償却は、取得価額の5%まで償却した時点で償却を終了しているが、法人税法上、残存簿価(9,310千円)を5年で均等償却することが認められている。一般に公正妥当と認められる会計処理として、残存簿価を法人税法の規定に基づき5年で均等償却すべきと解されている。

適正な処理に向けて、税理士に相談しているところである。

って前年度までの5年間各年度で1.8百万円程度費用が過少になっている。

⑦ 取締役会の開催

取締役会は3箇月には1回以上開催される必要がある。同社では定例会と臨時会の開催回数及び報告の回数等を踏まえ、3箇月に1回は1回以上取締役会を開催する必要がある。

平成25年度は、既に3回開催している。年度中に合計4回開催する予定としている。

⑧ 各種規程

経理規程・固定資産管理規程・職務分掌規程など、規定がなされていないものがある。また、現行の規程は、関係法令や他の規程との整合性を図る必要がある。関係法令や他の規程との整合性を図る必要がある。

随時整備する予定としている。

⑨ 現金実査

1階の金庫及び2階の金庫で現金を管理している。1階の金庫は毎日の実査が行われており、2階の金庫は定期的に実査が行われている。また、現金の出入りについては、担当者による実査が行われている。

鉛筆書きからボールペン等に変更するなど、指摘事項については既に是正済みである。

(2) 意見

① 金融機関からの借入金に対する代表取締役個人からの債務保証受入

同会社の金融機関借入金（平成24年3月末残高1億8千760万円）に対し、代表取締役個人から債務保証を求められている（極度額200万円）。同社は、借入金の返済に支障をきたさないよう、代表取締役個人からの債務保証を求められている。また、借入金の返済に支障をきたさないよう、代表取締役個人からの債務保証を求められている。

同会社は、県営食肉市場の一端を担っており、その重要性は十分認識している。また、借入金の返済に支障をきたさないよう、代表取締役個人からの債務保証を求められている。





同協会を存続させていくためには、中期ビジョンを立ててそれに基づく計画をし、実績との比較を行っていくことにより事業運営を管理していく必要がある。

場合は、適宜対応してまいりたい。

④ 債務保証の審査

債務保証の審査にあたっては、岡山県漁業信用基金協会業務方法書（以下、「方法書」という。）に定めるもののほか、岡山県漁業信用基金協会債務保証審査基準（以下、「審査基準」という。）により、その際、その審査委員会規程の定めに従い、岡山県漁業信用基金協会債務保証審査委員会（以下、「同委員会」という。）による合議体として調査審議しその結果を導いている。同委員会の議事録を査閲したところ、審査を的にした方法書や審査基準に客観的に把握し続けた実施も、審査手続のチェック

平成24年12月からの審査基準を用いて、議事録と審査内容の作用を改善したところである。

28. 財団法人岡山県水産振興協会

(1) 指摘内容

① 海難予防対策事業にかかる助成金給付申請書

海難予防対策事業は、海難予防設備の購入にかかる費用の一部を助成する事業であり、岡山県下にある20の漁業協同組合から毎年申請書が提出され、これに基づき助成金が交付される。2漁業協同組合からの申請書について、申請書の様式間で不整合が見られた。助成金の交付は、実際の購入実績に基づき実施されるため交付金額そのものには問題はないが、申請書類は、助成金交付決定をする上で重要な書類となるため、各書類の整合性を確認し、交付決定を実施すべきである。

平成24年度申請分から申請内容の審査に当たり、各書類の整合性を図るよう改善したところである。

② 賞与引当金の計上

職員給与規程によれば、賞与は夏季6月、冬季12月、そして年度末である3月に支給される。夏季賞与の計算期間は12月1日から5月31日となっている。適切な期間損益を把握するため、年度末において夏季賞与の見込額の4カ月分（12月から3月分）を賞与引当金として計上する必要がある。

平成25年度決算から、必要な引当金を計上することとしている。

③ 家族（扶養）手当

同協会の職員給与規程では家族手当について「家族手当は県に準ずる」と規定している。しかし、同協会の家族手当と県の扶養手当を比較すると乖離が生じている。職員給与規程に「県に準ずる」と記載がある以上は、職員給与規程の見直しを行い、乖離を解消すべきである。

本指摘は、規程改定時の修正漏れによるものであり、協会では平成22年9月から県に準じない独自の規程を策定していることから、職員給与規程に記載された「県に準ずる」を削除して対応したところである。



るが、結果として中間育成事業にかかる中間予算規模がわかる状況となっている。岡山県栽培漁業推進協議会へは、中間育成事業入札の参加予定者の出席もあることから、現状について県としての方策を考へべきである。

29. 社団法人おかの森整備公社

(1) 指摘内容

① 委託検討過程の資料の整備

同公社では平成17年度より競争入札に積極的に切り替えて、平成17年度では全業務委託が99.3%を占め、平成23年度では全業務委託が53.2%と進んでいる。しかしながら、随意契約の割合は平均97.8%と、指名競争入札の割合が望まれる。伐・間伐作業、作業路の新設・整備にかる業務委託の16件のプロポーザル形式の審査を行い、委員会の検討を行い、有効性が透明性を確保する。このように、事業構造であるから、県民の関心は、森林資産が立木販売に適した時期まで

通業者原則としての競争性を確保する。また、プロポーザル形式の事業実施に必要となる情報や資料の提供を求め、必要に応じて競争入札の場を確保する。また、プロポーザル形式の事業実施に必要となる情報や資料の提供を求め、必要に応じて競争入札の場を確保する。また、プロポーザル形式の事業実施に必要となる情報や資料の提供を求め、必要に応じて競争入札の場を確保する。

(2) 意見

① 森林資産全体の回収能力情報の開示

同公社の総資産67,963百万円のうち、森林資産勘定残高は65,835百万円を占める。森林資産の半分を占める。同公社保有の森林資産の92.9%を占める。このように、事業構造であるから、県民の関心は、森林資産が立木販売に適した時期まで

森林資産全体の回収能力情報の開示を、適当な期間に実施すること。また、適当な期間に実施すること。また、適当な期間に実施すること。





増加となる。市町村林業については、他の公事で分収割合を90%まで引き上げた事例もあり、変更余地があることから今後とも変更交渉を模索すべきであるものとする。

し等は、理解が得られにくいと判断している。

⑤ 間伐材等の製材業者との直接提供契約による増収

間伐材等の販売について、木材市場への売却方法と直接業者へ売却する方があり、前者は市場売却手数料が不要なため、約2,000円程度の費用削減効果がある。平成23年度の直接売却は1件802㎡、売却面積換算で8.2ha / 759.46ha全体面積全体の1.1%に留まっているが、今後、製材業者との直接提供契約を結び、ニーズに合わせた供給を積極的に進め、費用削減が可能な可能性もあるため検討されたい。

今後とも、直接、木材取扱業者や製材工場へ販売する方法などを積極的に検討する。

⑥ 森林資源の利用拡大

(i) バイオマスへの取組

岡山県真庭市では、「バイオマス活用推進事業」を公表し、バイオマス利活用を推進し、バイオマス発電所を建設し、バイオマスチップの生産を促進する。バイオマス発電所は、バイオマスを原料として発電し、バイオマスチップは、バイオマス発電所の廃材として生産される。バイオマス発電所の建設により、バイオマス利活用が促進され、バイオマス発電所の稼働により、バイオマスチップの生産が促進される。バイオマス発電所の建設により、バイオマス利活用が促進され、バイオマス発電所の稼働により、バイオマスチップの生産が促進される。

(i) 真庭市内のバイオマス発電所は、平成27年4月稼働開始予定であり、今後、バイオマス利活用が促進される。バイオマス発電所の建設により、バイオマス利活用が促進され、バイオマス発電所の稼働により、バイオマスチップの生産が促進される。

(ii) オフセット・クレジットの利用

平成20年11月より環境省の主導により、オフセット・クレジット制度が導入された。オフセット・クレジット制度は、オフセット・クレジットの発行と取引を促進し、オフセット・クレジットの発行により、オフセット・クレジットの発行が促進され、オフセット・クレジットの取引により、オフセット・クレジットの発行が促進される。平成24年9月現在、全国では100件あり、岡山県では、オフセット・クレジットの発行が促進され、オフセット・クレジットの取引により、オフセット・クレジットの発行が促進される。

(ii) 「オフセット・クレジット制度」については、平成24年度末で終了し、新たな「J-クレジット制度」が平成25年度から導入されている。新制度の推進状況等を調査した上で、導入が可能なかどうか検討する。

30. 財団法人岡山県林業振興基金

<p>(1) 指摘内容</p>	
<p>① 貸借対照表上の基本財産の計上不足          同法人の平成23年度の貸借対照表上の基本財産は1,913,020,794円であるが、受け入れた出捐金の合計は、1,913,459,049円であり差異が生じている。これは、基本財産について運用していることから生じる取得原価と時価との差異によるものである。ここで、同法人の基本財産は寄附行為に定めるところにより、維持しなければならず、貸借対照表上も受け入れた出捐額を維持する必要がある。したがって受け入れた出捐額1,913,459,049円を維持するよう他の資産から充当しなければならなかったものであり、訂正する必要がある。</p>	<p>平成24年度の決算においては貸借対照表の基本財産に有価証券時価評価額1,912,440,241円を計上するとともに、受け入れ出捐額1,913,459,049円との差額1,018,808円を流動資産として農林中金の預金口座で管理するところにより、基本財産の維持が図られるようにしているところである。</p>
<p>(2) 意見</p>	
<p>① 助成事業の給付額の算定基準          多能技術者養成事業については、「平成23年度助成事業の給付基準」において「その給付対象は研修に参加した者を対象に、その研修日数に理事長が定める基準単価を乗じたい額の4分の1以内とする」と定められている。しかしながら、当該基準単価は長期間見直しが行われておらず、現在採用している基準単価12,300円は平成23年度の県公営工事設計労務単価13,100円と乖離している。助成金の給付額の算定には客観性、合理性が求められることから、適時直近の労務単価を基準として採用する必要があるものと考えられる。</p>	<p>平成24年度からは当該年度の普通単価を基準とするよう見直ししている。</p>
<p>② 事業と寄附行為の見直し          寄附行為に事業として7つの事業を掲げており、そのうち「林業労働力に関する調査・研究事業」及び「高性能林業機械の導入促進事業」については平成21年度事業計画にも実施予定がなく、寄附行為の記載内容について変更の検討を要する。同法人では林業従事者の就業条件の整備、担い手の育成を目的とし、基金の運用による増進を図るが、運用益の大幅な増加が見込めない現状においては、より目的の達成が図れないこともあり、当該事業の実績が乏しくなってきた事業だけでなく、現在実施されている事業についても内容を検討し、基金運用の見直しすべきであるものと考えられる。</p>	<p>基金の目的である林業従事者の育成を確保するため、寄附行為の集約を図るとともに、効率的な事業運営に努める。</p>
<p>③ 財政基盤の強化策          同法人は、近年の低金利化に伴い基金の運用益が減少したため、事業規模が縮小したこともあり、平成18年度に857百万円であった事</p>	<p>低金利化に伴い基金の運用益が減少し厳しい財政状況ではあるが、助成事業の維持のための更な</p>





<p>同公社と県との間で締結される契約書で、再取得の際の予定価額が明記されている。また、買取りの予定時期については、第1項の例による。また、買取りの予定時期については、第1項の例による。また、買取りの予定時期については、第1項の例による。</p>	<p>買取りの予定時期については、第1項の例による。また、買取りの予定時期については、第1項の例による。また、買取りの予定時期については、第1項の例による。</p>
---	--

3 2 . 財団法人岡山県建設技術センター

(1) 指摘内容

① 建設工事発注用の価格積算資料についての情報セキュリティ管理

同法人は、岡山県土木積算システムを使用し、建設工事発注用の積算資料（設計図書）の作成業務を県又は県下の市町村に委託している。積算資料のデータは、市販のCD-Rに保存され、このデータは県が工事の入札を行う際に授受されるが、明らかながら、これらの重要な機密データに関して、同法人では情報漏洩に對するセキュリティ関連の内部統制が構築されておらず、直ちに是正が必要である。

設計積算業務で取り扱う重要な機密データに関する情報漏洩防止対策を講じた。

② 貸倒引当金の設定

滞留債権の管理はできているものの債権の損失処理や貸倒引当金設定に関するルール策定を検討すべきである。

債権の損失処理や貸倒引当金に関するルールを策定した。

③ 現金実査

小口現金に一つは、実物を調査し、帳簿と照合する。また、現金の残高を、管理担当者から確認し、実査を実施する。

小口現金の管理担当者から確認し、実査を実施する。

(2) 意見

① 修繕の業者選定手続

同法人は、県営住宅の指定管理者として、

100万円を超えない修繕工事

# 平成26年3月25日 岡山県公報 号外

県営住宅の入退去、修繕及び家賃収納業務を  
行っている。修繕業務に關する業者選定につ  
いて、10万円以下の工事を相見積り等法  
0万円の間に、法人の担当すべきと考  
える。

については、入居者から急を要  
する修繕にも即時対応できるよう  
平日は日、祝日及び休日（土曜の  
曜日を含まない）及び夜間（お  
急を要する日の休日も募集した  
業者の審査を兼ねて、電気、給  
排水設備の業者を依頼し、100  
万円を超えるものについては岡  
山県（住宅課）と協議すること  
になっている。

### 33. 財団法人吉井川水源地域対策基金

#### (1) 意見

#### ① 財団法人形態から県の直営事業への変更

同法人は、以前はダム建設により住民の移  
転先選定等資金貸付事業（昭和53年度～平  
成14年度）や生活再建対策費等交付事業  
（昭和61年度～平成13年度）を行って  
きた。県が直接住民個人に融資等を行う  
適切ではないため、財団法人形態で事業  
している。  
同法人が現在行っている事業は、事務作業  
に過ぎないが、財団法人という形式を現在  
も継ぎ続けているため、同法人として受け  
入れた基本財産（平成23年度末残高105,99  
3千円）は預金や有価証券として運用され  
ている。  
交付事業を行うのみとなつた財団がこのよ  
うな資金を継続して保有してはならない  
ものとする。また、同法人の理事は県の副  
知事と市長・町長で構成されており、理事  
会の実質的な運営については、執行性が担  
保されるか疑念が残る。  
理事会決議により、同法人を解散し県が直  
営で事業を継続する方が、より望ましい  
のではないかと考える。  
他県の事例として、財団法人沖繩県水源地  
域振興対策を講ずる市町村に対しては、昭  
和54年に多目的ダム等の建設を目的とし  
て、平成24年度に実施した事業のほとん  
どが終了することから、平成25年度にお  
いて解散の予定となっている。

当法人は、今般の公益法人制度改  
革により一般財団法人へ移行する予  
定としており、移行後は公益目的支  
出計画を実施し、保有資金を公益に  
活用することとしている。  
また、当法人の理事についても、  
一般財団法人への移行を機に、首長  
から課長等へ変更することとしてい  
る。  
当法人の解散については、今後、  
当法人のあり方について検討を行う  
必要が生じた際に、選択肢の一つと  
して参考としたい。

### 34. 財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会

#### (1) 指摘内容

#### ① 施設利用料金の滞納管理

施設利用料金のうち、滞納している未収入  
分が平成24年9月度において11件3,8  
32千円あるが、その全額について未収計  
上されておらず、帳簿外での管理とな  
っている。

施設利用料金の滞納が発生した  
場合には、その滞納先毎の債権  
管理台帳を作成し、交渉記録等  
を記録・保管し、厳重な管理を  
して

うえ、交渉記録等の記録が残されていなかっ  
た。発生時に未収計上するとともに、滞納先記  
録・保管することが必要である。

いるところである。  
しかながら、滞納による未収  
入分の未収計上は、まだできな  
いので、今後、その処理方法に  
いては、未収計上による処理に改  
めていく予定である。

② 収入の計上基準

収入全般について、現金主義にて計上して  
おり、発生主義による収益計上を行う必要が  
ある。

発生主義による収益計上はまだ  
行っていないので、今後は収入全  
般について、現金主義による計上  
を改め、発生主義による収益計上  
に改めていく予定である。

③ 予算書における基本財産運用収入

平成23年度における平成24年度予算書  
において基本財産運用収入の予算額が380  
千円と決められていたが、平成23年度実績  
は221千円であり、予算が過大に見積も  
られていた。  
これは基本財産に大きな変動はないにもか  
かわらず、かかる収入につき過去の数値を見  
直すことをしなかったことによるものであ  
る。予算を策定するに際して、実態に合わせ  
た合理的な数値を予算として計上する必要  
がある。

平成24年度における平成25  
年度予算書においては、平成23  
年度の実績額を踏まえた金額の見  
直しを行い、基本財産運用収入の  
予算額を200千円と変更してい  
る。

④ 賞与支給

賞与支給に関する規程がない。しかし、現  
状賞与について6月と12月に支給して  
おり、かつ、会計処理上現金主義で計上  
している。規程を早急に定めて、それ  
に従って算出を連行、承認手続を経て  
業務手順を確立する必要がある。また、  
計処理上、支給対象期間による期間帰  
属の状況に応じて引当計上が必要になる  
ものと考え

平成25年4月より、給与規程  
第6条において、諸手当(賞与等)  
の支給について定めているところ  
である。また、引当計上については、公  
益法人、会計に関する実務指針を参  
考として賞与引当金を計上する予  
定である。

⑤ 退職給付引当金

現状同法人は県の規程に準じて退職給付引  
当金を計上しているが、平成23年度末時  
点において計上されている退職給付引当  
金は676千円にすぎない。その計根拠  
料が不明なため、高の妥当性について  
検討ができていなかった。  
同法人もこの点について認識しており、  
自の退職金に関する規程を作成し、役  
員承認を得て平成24年度より運用す  
るものとしている。今後は、この規程に  
従った方法により引当金を計上する必  
要がある。

平成24年度より役員会の承認  
を得た退職金規程を作成し、運用す  
ることを明確にしているところである。  
計上しなくてはならない引当金を

⑥ アンケートの集計結果

同法人はアンケートを随時行っているが、  
その集計結果について特に情報公開して  
いない。  
同法人は、県有施設であるヨットハーバ  
ーの施設管理の指定管理者であり、県  
資ししている外郭団体である以上、県  
要望等を取り入れたアンケートの集計  
結果に

アンケートの集計結果については、  
今後はインターネット上のホ  
ムページ等で広く県民に  
分りやすく内容公表していく  
予定である。

ついてインターネット上のホームページ等を通じて広く県民に公表し積極的に情報を公開する必要があるものとする。

(2) 意見

① 利用料金

利用料金については、県内において利用料金を課税する必要があるものとする。利用料金の課税については、県の財政状況等を考慮し、利用者負担の軽減を図るとともに、利用料金の徴収率を向上させることとする。

利用料金の課税については、県の財政状況等を考慮し、利用者負担の軽減を図るとともに、利用料金の徴収率を向上させることとする。また、利用料金の課税については、県の財政状況等を考慮し、利用者負担の軽減を図るとともに、利用料金の徴収率を向上させることとする。

② 長期修繕計画

長期修繕計画は、建築物の耐用年数等を考慮し、適切な修繕計画を策定する必要がある。また、長期修繕計画は、建築物の耐用年数等を考慮し、適切な修繕計画を策定する必要がある。

長期修繕計画は、建築物の耐用年数等を考慮し、適切な修繕計画を策定する必要がある。また、長期修繕計画は、建築物の耐用年数等を考慮し、適切な修繕計画を策定する必要がある。

③ 利用者数の分析

利用者数の分析は、施設の稼働率やサービス利用率等を指標として実施する必要がある。また、利用者数の分析は、施設の稼働率やサービス利用率等を指標として実施する必要がある。

利用者数の分析は、施設の稼働率やサービス利用率等を指標として実施する必要がある。また、利用者数の分析は、施設の稼働率やサービス利用率等を指標として実施する必要がある。

限り積極的に情報公開を行っていく必要があるものと考えます。

行うこととする。また、その内容の情報公開の方法についても検討していく予定である。

④ 施設の有効利用

平成24年度から、施設利用者等からの要望を受け、指定管理業務として同法人が力をつけているが、利用率が低いまま推移している。可能な限り施設の有効利用のための策を講じる必要があるものと考えます。

施設の利用率の向上を図るための有効利用のための策としては、カフェの積極的な広報活動を行い、多くの方々にヨットハーバーを訪れてもらうように努め、もって利用率の向上に努めていく予定である。また、以前より実施しているヨット教室や海上での写真撮影会等のイベントについて、ホームページ等を通じて広報に努めたい。この利用者に対して積極的に促すこととする。

⑤ 指定管理者としての管理運営状況の報告

同法人の保存している指定管理者としての管理運営状況の報告について、県からの点検結果が記された資料がなかった。現状、同法人が自己採点して記載したものを県の担当部に報告し、県においては担当部局において判断した点検結果を、県議会議員による常任委員会にて報告するが、ホームページにおいて公表しているが、同法人には県が判断した点検結果が書かれたの提示がないままとなっている。誤解のない意思疎通、共通認識を図るためには、同法人が県から指定管理者としてどのような判断をされたかについて報告を受ける方が望ましいものと考えます。今後は、県が点検結果を何らかの形で同法人に対して通知するルール作りが必要ではないかと考える。

管理運営状況については、県の常任委員会に報告し、県のホームページに掲載する。また、県のホームページに掲載する。また、県のホームページに掲載する。

35. 財団法人倉敷スポーツ公園

(1) 指摘内容

① 委託契約の事務

同法人の規程において、500千円以上の委託契約を締結する際には、起案伺いのほか、原則複数者による見積合わせ又は入札を行うこととされている。「倉敷スポーツ公園芝管理・除草作業委託」(委託金額11,025千円)の見積り徴収先は1団体であった。また、「倉敷スポーツ公園植物管理委託」(委託金額11,476千円)については、単独随意契約となっていた。県内の他の公園の芝管理・除草業務では、複数の業者による見積合わせ又は入札が行われており、今後は透明性・公平性を確保した発注方法を検討すべきである。

植物管理委託等については、平成24年度からは市価に比して「著しく安価で契約できること」を確認した上で随意契約としていたが、今後一層、業務の適正かつ効果的な遂行を図るとともに、透明性、公平性を備えた発注方法を検討することとしている。

② **退職手当支給規程の改定**  
 同法人は、職員の手当支給規程を、平成25年度4月1日から適用する。退職金の支給額を、平成25年度4月1日から適用する。退職金の支給額を、平成25年度4月1日から適用する。退職金の支給額を、平成25年度4月1日から適用する。

規程の改定により、事業団との掛金を、毎年4月に調整する。掛金を、平成25年度4月から実施している。

③ **賞与引当金**  
 同法人は、職員に対する賞与の支給額を、平成24年度決算から、計上している。賞与の支給額を、平成24年度決算から、計上している。賞与の支給額を、平成24年度決算から、計上している。

平成24年度決算から、計上している。

(2) 意見

① **会計間の経費区分**  
 同法人の会計区分は、一般会計と特別会計とに分ける。一般会計は、一般会計と特別会計とに分ける。一般会計は、一般会計と特別会計とに分ける。一般会計は、一般会計と特別会計とに分ける。

平成25年度からの公益財団法人への移行に伴い、会計区分を、公益財団法人の3区分に改め、区分計算の精緻を図っている。

36. 財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金

(1) 指摘内容

① **規程集**  
 同法人の諸規程集は、同法人設立時点である昭和57年に策定され、その後見直し更新を図る必要がある。諸規程類は、同法人の事業と財産を(公財)岡山水道公社(以下「公社」という。)に引継ぐこととしており、これに伴い諸規程類は廃止する。

同法人(平成25年11月30日に解散)は、平成25年度中に同法人の事業と財産を(公財)岡山水道公社(以下「公社」という。)に引継ぐこととしており、これに伴い諸規程類は廃止する。

(2) 意見

① **投資の状況及び資産運用規程**  
 同法人の基本財産のうち100,000千円が、平成24年3月末に、流動性リスクの高い債権運用されている。平成24年3月末に、流動性リスクの高い債権運用されている。平成24年3月末に、流動性リスクの高い債権運用されている。

平成25年度中に同法人の事業と財産を(公財)岡山水道公社(以下「公社」という。)に引継ぐこととしており、これに伴い諸規程類は廃止する。

の運用が防止される体制が万全とはいえない。基金の基本財産を保全するためにも、財産運用に関する規程を設け、これに基き、安全性の高い運用を行う必要があるものと考ええる。

**② 基金のあり方**

同法人が実施する補助金交付事業は、基本財産 344,981 千円の規模に比し、独自の資産として継続意義が薄れている。児島湖浄化センター周辺環境への配慮を図りながらも、基金の在り方を例えれば、児島湖浄化センターに係る他の団体との統合や、当該事業自体を野に金と考える。

児島湖浄化センターの維持管理に際しては、岡山県と連携し、一人が法的に継ぎをなす。セクター制による浄化費用の分担等について検討する。

**37. 財団法人岡山県下水道公社**

**(1) 指摘内容**

**① 業務委託費の精算**

同法人は、県より児島湖流域下水道の維持管理業務を受託している。業務委託料の精算年度は、業務委託契約において適正に会計処理した費用が算入されている。適正に会計処理した費用が算入されていない場合は、県に返還する必要がある。平成 24 年 3 月期に発生した業務委託料の精算額が、平成 25 年 3 月期に発生した業務委託料の精算額を上回っている。平成 25 年 3 月期に発生した業務委託料の精算額が、平成 24 年 3 月期に発生した業務委託料の精算額を上回っている。

年度末に発生した業務委託料の精算額が、年度末に発生した業務委託料の精算額を上回っている。平成 25 年 3 月期に発生した業務委託料の精算額が、平成 24 年 3 月期に発生した業務委託料の精算額を上回っている。

**38. 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター**

**(1) 指摘内容**

**① 賞与支給**

賞与について 6 月と 12 月に支給しているが、会計処理上、現金主義で計上している。公益法人会計基準に則り、支給対象期間に属する期間に賞与引当金の計上が必要である。

平成 25 年 3 月 14 日の理事会において、賞与引当金を計上した。平成 24 年度補正予算案を議決した。平成 25 年度予算案からは、賞与引当金繰入額を及ぶ賞与引当金を繰入し、繰入額を計上した。

**② アンケートの集計結果**



<p>アンケートを随時行っているが、その集計結果については、特記事項を除き、公表している。また、アンケートの結果は、公表している。アンケートの結果は、公表している。</p>	<p>平成24年中に実施したアンケートの結果は、平成25年度において、中長期経営計画を策定予定である。</p>
--	---

(2) 意見

<p><b>① 中長期経営計画の策定</b>          同法人において、現状では中長期にかかる計画が策定されていない。公益事業の維持と人との関係性を考慮し、今後の経営計画を策定する必要がある。</p>	<p>平成25年度において、中長期経営計画を策定予定である。</p>
<p><b>② 基本財産で運用している有価証券</b>          基本財産のうち、満期が近づいている有価証券の運用状況を把握し、必要に応じて運用方針を定める必要がある。</p>	<p>投機格的な運用は避け、安全性を確保し、運用益を最大化することを目指す。</p>
<p><b>③ 小口現金の管理</b>          小口現金の残高を定期的に確認し、適切な管理を行う必要がある。</p>	<p>経理規程に追加し、小口現金の管理を徹底させる。</p>
<p><b>④ 有形固定資産の現物管理</b>          有形固定資産の現物管理を徹底し、資産の価値を維持する必要がある。</p>	<p>経理規程に追加し、有形固定資産の現物管理を徹底させる。</p>

⑤ 人件費の各事業への配賦基準

各事業への人件費の配賦について、担当者より日々の事業の状況等から適当と思われる配賦割合を用いて配賦計算を行っていることである。しかし、客観的に検証可能なルールに基づくものではないため、配賦が妥当であるのか明確に判断ができない状況にある。

採用する配賦基準につき事前に理事長決裁等の承認手続を経て、事後段階においては毎年その指標の妥当性について検討することと、一定の合理性を確保する必要があるものとする。

人件費の各事業への配賦については、毎年度、前年度の事業結果を踏まえて見直しを行い、理事長の決裁を受けて、予算に反映するよう改善した。